

## 秋田県総合教育センターネットワーク利用規約

秋田県総合教育センター（以下センター）で配備されたもの以外のパソコン・モバイル機器等（以下持ち込み端末）を使用する場合の遵守事項は、以下のとおりとする。

- 1 研修講座等の受講で、持ち込み端末をセンターに配備されたアクセスポイントに接続する際は、情報セキュリティ管理者である所長が認めた場合のみ接続することができ、使用する際は当該研修講座担当者に申し出ること。

### 【安全管理措置】

- ① 利用する前に最新の不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを実施すること。
- ② 持ち込み端末内のOSのサポートが切れている場合は利用しないこと。
- ③ OS・アプリは最新のアップデートが適用されていること。
- ④ 個人情報を扱わないこと。
- ⑤ 校務用端末の持ち込みは、個人情報漏洩防止の観点から禁止する。

### 【注意事項】

- ① センターのアクセスポイントに接続しインターネットを利用する際に、持ち込み端末の設定の変更を行う場合がある。その際、設定の変更・復元は持ち込み端末利用者本人が行うこととする。
  - ② 事前に端末のIPアドレスは自動取得（DHCP）にしておくことが望ましい。
  - ③ 持ち込み端末利用中の校務処理については控える。
- 2 センターのアクセスポイントに接続するためのSSID及びパスワードは、センターが指定したものを利用し、当該研修講座等の期間中のみ有効なものとする。
  - 3 センターのコンセントの使用は認めないものとする。
  - 4 センターのアクセスポイントに関連して発生した利用者の損害について、センターは一切の責任を負わないものとする。
  - 5 センターのアクセスポイント利用時の通信利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

令和6年4月1日